

勝山都市計画道路の変更（福井県決定）（案）

都市計画道路 3・3・5 号東縦貫線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経由地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・5	東縦貫線	勝山市 荒土町 堀名 10 字	勝山市 遅羽町 下荒井 33 字	勝山市 旭町 1 丁目	約 10,310m	地表式	4 車線	22m	幹線街路と平面交差 11 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別紙変更理由書のとおり

変更理由書

勝山都市計画道路 3・3・5 号東縦貫線は、勝山市荒土町堀名を起点として、勝山市の市街地を横断し、勝山市遅羽町下荒井に連絡する幹線道路であり、昭和 39 年に都市計画決定を行った。今回、計画を変更する勝山市平泉寺大渡から遅羽町下荒井の区間は、平成 10 年の都市計画変更で追加している。

橋梁区間は、延長が長いことから、車両転落事故を防止するため、車両用防護柵を設置する必要がある。

新設トンネルの施工時に既設トンネルへの影響を回避するため、トンネル区間は、既設トンネルとの離隔を広げる必要がある。

また、橋梁やトンネル、バス停があることから、植樹帯を設置できる区間が限られ、連続性が確保できないため、植樹帯を省く。

上記により、橋梁区間は幅員を 21 m から 22 m に、トンネル区間は道路線形を、その他の区間は幅員を 24.5 m から 22.5 m に変更する。

勝山都市計画道路の変更（福井県決定）（案）

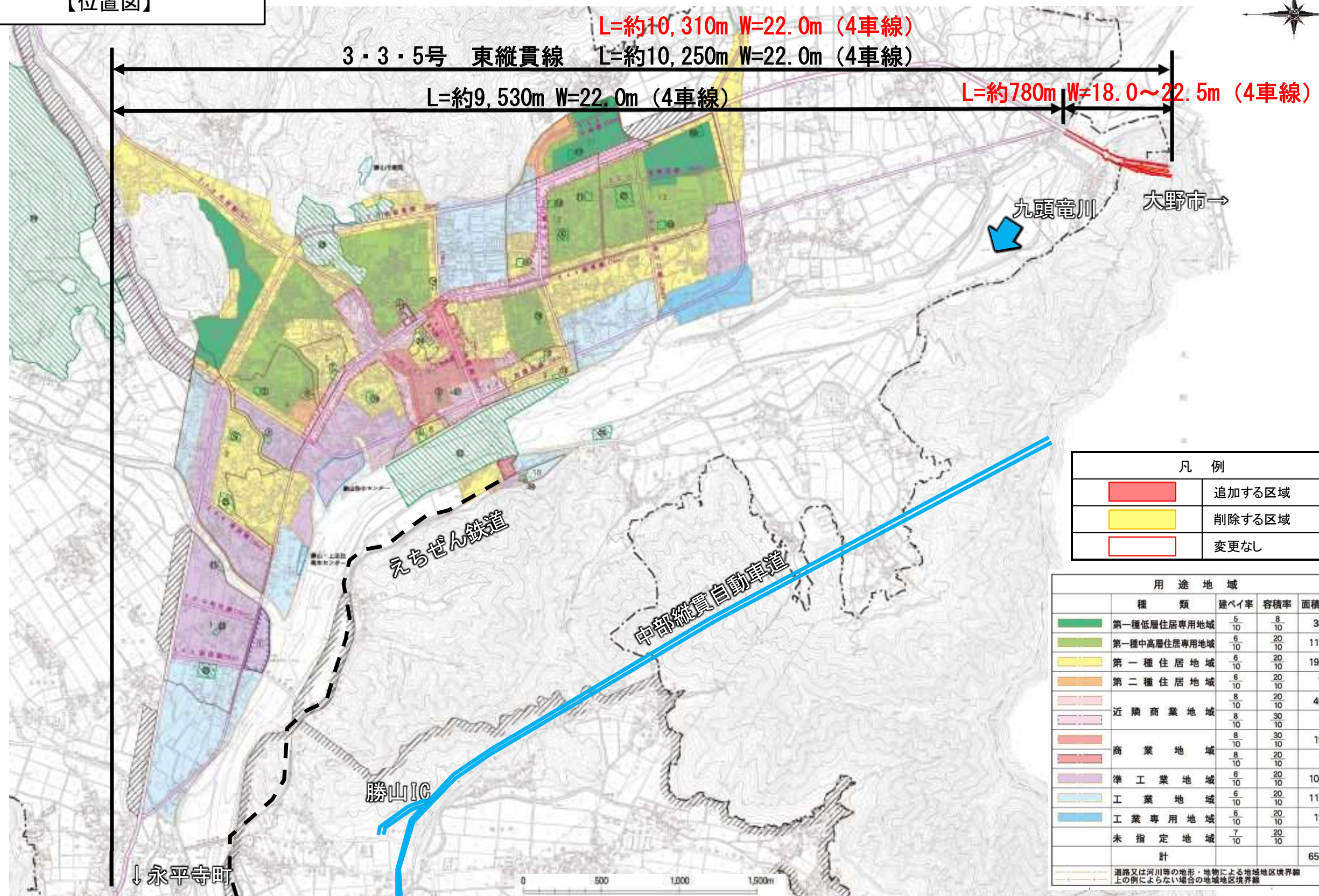
都市計画道路 3・3・5 号東縦貫線を次のように変更する。

新 旧 対 照 表

（ ）は変更前

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経由地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	() 3・3・5	() 東縦貫線	() 勝山市 荒土町 堀名 10 字	() 勝山市 遅羽町 下荒井 33 字	() 勝山市 旭町 1 丁目	(約 10,250m) 約 10,310m	() 地表式	() 4 車 線	() 22m	() 幹線街路と平面 交差 11 箇所	

勝山都市計画道路の変更案図
【位置図】



勝山都市計画道路の変更案図
【区域図】